

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した人に対する国や市の支援制度を紹介します。

市の給付金

住民税が非課税などの世帯へ

●暖房費の助成



原油価格の高騰による家計への負担軽減のため、住民税非課税世帯などの冬期間の暖房にかかる灯油購入費等に要する費用の一部を助成します。

対象

令和3年12月1日時点で本市に住民登録があり、令和3年度住民税非課税世帯または均等割のみの課税世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- ① 昭和21年12月2日以前に生まれた人のみの世帯
- ② 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人のみの世帯
- ③ ①②の人のみで構成される世帯
- ④ ひとり親世帯(児童扶養手当を受給している世帯)
- ⑤ 生活保護世帯

なお①②及び③については、平成15年4月2日以降生まれの児童と構成する世帯を含む。また、世帯全員が施設入所または医療機関などに長期入院している世帯を除く。

支給額 一世帯当たり5千円

申請方法

対象と見込まれる世帯には、1月中旬に申請書類を送付しました。同封の返信用封筒で期限までに郵送してください。

なお、住民税未申告の人や令和3年1月2日以降に転入した人がある世帯では、左記の要件に当てはまっても申請書が届かない場合があります。対象と思われる世帯で申請書が届いていない場合は、各窓口までお問い合わせください。

申請期限 3月31日(木) 消印有効

問い合わせ

- ①に関する事 長寿介護課 ☎24・8147
②③⑤に関する事 ふれあい福祉課 ☎24・8052
④に関する事 こども家庭課 ☎24・8057

あなたの暮らしを支える支援制度

国の給付金

住民税が非課税または家計が急変した世帯へ

●住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

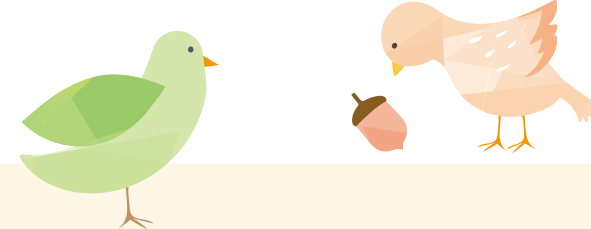


対象

次のいずれかに該当する世帯(ただし、住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯を除く)

- ① **非課税世帯**：令和3年12月10日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② **家計急変世帯**：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員の令和3年1月以降1年間の収入(所得)見込み額が住民税非課税水準以下となる世帯

支給額 一世帯当たり10万円



申請方法

2月中旬頃に①の非課税世帯に確認書などを送付します。申請は2月14日(月)から書類に記載されている期限までに、同封の返信用封筒で郵送するか、下記の窓口を持参してください。

なお①の世帯で確認書などが届かない場合や②の家計急変世帯に該当する場合は、ふれあい福祉課までお問い合わせください。

受付窓口

ふれあい福祉課、小松市社会福祉協議会(ただし①の受付は小松駅前行政サービスセンター、南部行政サービスセンターでも可能)

問い合わせ ふれあい福祉課 ☎24・8052

国の給付金

18歳以下の子供がいる世帯へ

●子育て世帯への臨時特別給付金



対象となる児童

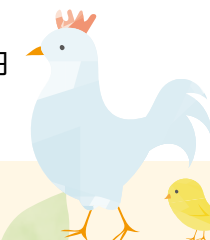
平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童

支給対象者

家計の中心者(保護者のうち所得の高い人)の所得が児童手当(本則給付)の所得制限限度額内の人

支給額

対象児童一人につき10万円



申請方法

●児童手当受給者(公務員は除く)及び児童手当受給世帯に高校生がいる保護者 → 12月に児童手当を受け取る口座へ振込済みです。

●公務員や高校生のみの保護者
●9月以降に生まれた新生児の保護者 → **申請が必要です。**申請がまだの人は期限までに提出してください。

申請期限 3月31日(木) 消印有効

問い合わせ こども家庭課 ☎24・8175



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください



給付金の支給のために、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作や、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません。

自宅や職場などに、市の職員などを語った怪しい電話が掛かってきたり、郵便が届いたりした場合は、各窓口または最寄りの警察までご連絡ください。